

厚生労働省千葉労働局 定例記者会見配付資料

<イベント情報>

1. 全国労働衛生週間を10月に実施します。

第68回 全国労働衛生週間

今年で第68回を迎える全国労働衛生週間が



働き方改革で見直そう みんなが輝く 健康職場

のスローガンのもとに以下の期間実施されます。

千葉労働局及び管内各労働基準監督署においては、事業場における労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の一層の促進を図るための取組を進めてまいります。

準備期間： 9月1日～9月30日
本週間： 10月1日～10月7日



担当：健康安全課 内 電話 043-221-4312

<イベント情報>

2. <厚生労働省委託事業>

女性活躍を進めるための説明会等のご案内

～女性活躍推進法への対応は、お済みですか？～

女性活躍推進法が平成28年4月1日より施行され、従業員数300人以下の中小企業は一般事業主行動計画の策定・届出などが努力義務となっています。厚生労働省では、「中小企業のための女性活躍推進事業」を実施しています。

～説明会～

【対象者】従業員数300人以下の中小企業経営者・人事労務担当者の方

【説明内容】

- 女性活躍推進法の概要、取組方法
- 自社の女性活躍に関する課題分析や行動計画策定のポイント 等

<開催日時> 平成29年10月17日(火) 14:30～16:30 会場14:00

<会場> きぼーる 13階 会議室

<定員> 50名 参加費無料

～女性活躍推進アドバイザーによる個別支援～

【対象者】従業員数300人以下の中小企業経営者・人事労務担当者の方

【実施期間】 平成29年7月～平成30年3月中旬実施予定

【支援内容】企業の女性活躍の状況把握や、課題分析、達成すべき目標の設定など 個別にアドバイス

【実施方法】 電話相談・個別訪問 無料

問合せ先

女性活躍推進センター東京本部 一般財団法人女性労働協会

<http://www.josei-suishin.com>

女性活躍推進アドバイザー



担当:雇用環境・均等室(辺田) 電話:043-221-2307

1. 仕事は計画を立てて行うもの。それでは休暇は？

10月は年次有給休暇取得促進月間です！

労使一体となって計画的に年次有給休暇を取得しよう



働き方・休み方を変える第一歩として、「プラスワン休暇」を実施しませんか？



土日・祝日に年次有給休暇を
組み合わせて、連休を実現する
「プラスワン休暇」。

労使協調のもと、年次有給休暇を
組み合わせて、3日(2日)+1日以上
の休暇を実施しましょう。

2017年9月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15 <small>プラスワン休暇</small>	16
17	18 <small>敬老の日</small>	19	20	21	22	23
24	25	25	27	28	29	30

年次有給休暇の「計画的付与制度」を活用しませんか？

年次有給休暇の付与日数のうち、5日を除いた残りの日数については、労使協定を結べば、計画的に休暇取得日を割り振ることができる制度です。この制度を導入している企業は、導入していない企業よりも年次有給休暇の平均取得率が5.3ポイント高くなっています(平成26年)[※]。この制度を導入することによって年次有給休暇が取りやすくなると考えられます。[※]就労条件総合調査

1) 導入のメリット

事業主

労務管理がしやすく計画的な
業務運営ができます。

従業員

ためらいを感じずに、
年次有給休暇を取得できます。

2) 導入例

例えば、2017年の10月に導入すると？

年次有給休暇を土日と
組み合わせて、連続休暇に。

計画的付与の年次有給休暇などと土日を組み合わせると連続休暇にすることができます。また、9点囲みのような日に年次有給休暇をさらに組み合わせることで、大型連休にすることも可能です。

2017年10月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6 <small>プラスワン休暇</small>	7
8	9 <small>休養の日</small>	10 <small>計画的年休</small>	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

3) 日数 付与日数から5日を除いた残りの日数を計画的付与の対象にできます。

例1 年次有給休暇の付与日数が10日の従業員

5日	5日
事業主が計画的に付与できる	従業員が自由に取得できる

例2 年次有給休暇の付与日数が20日の従業員

15日	5日
事業主が計画的に付与できる	従業員が自由に取得できる

○前年度取得されずに次年度に繰り越された日数がある場合には、繰り越し分を含めた付与日数から5日を引いた日数を計画的付与の対象とすることができます。

【キッズウィーク】

地域ごとに夏休みなどの一部を他の日に移して休業日を分散化する取組(キッズウィーク)が平成30年度からスタートします。子供たちの親を含め、働く方々は年次有給休暇を取得しましょう！